

目 次

1 . セレクトマップ	1
2 . 国・県等の相談・支援機関	5
・掲載機関一覧	6
3 . 市町村の相談・支援窓口等	3 9
・相談・支援窓口	4 1
・市町村が設置する困難を有する子ども・若者の居場所	1 0 9
・障害者総合支援法に基づく支援	1 2 3
4 . 民間支援団体	1 2 5
・掲載団体一覧	1 2 6
5 . 参考資料	1 3 5
・インターネット上のトラブルで困った時の相談窓口	136
・若者の自殺等相談窓口	137
・若者の犯罪被害に関する相談窓口	138
・若者の消費生活相談窓口	139
・ひきこもり・不登校の若者支援にあたり、知っておきたい精神疾患	140
・「千葉県子ども・若者支援協議会」構成機関・団体	142

本冊子の利用方法

相談・支援機関を探すには

「ひきこもり」、「不登校」、「若者の就労関係」を3つの柱とし、目的や状況により適した相談機関をお示しする「セレクトマップ」(p. 1～4)を作成していますので、子ども・若者の状態や年齢、利用したい支援等により相談・支援先を探してください。

また、目次及び「掲載機関/団体一覧」から機関・団体を探すこともできます。

本冊子では、概ね15歳からポスト青年期(39歳以下)までの方に関する情報を中心に掲載しています。不登校については、小・中学生も含めた内容としています。

本冊子の掲載情報は、概ね令和4年度中のものとなっております。変更がある場合がありますので、詳細は各機関・団体へお問い合わせください。

(参考)

「ひきこもり」とは

「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」

(厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」による)

「不登校」とは

「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」

(文部科学省「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」による)